

第86回和光市都市計画審議会会議録

令和4年3月22日（火） 市役所 502会議室

第 8 6 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	令和4年3月22日(火)	開会時間	10時00分
会 場	市役所 502会議室	閉会時間	11時30分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	中村 英夫 鳥井 俊之 岩田 成作 熊谷 二郎 金井 伸夫 松永 靖恵 富澤 勝広 青木 佳男 奥山 直子 深野 靖	井上 航	建設部長 漆原 博之(欠席) 都市整備課長 小賀坂 真志 事務局 公園みどり課 課長 永野 淳 課長補佐 野口 晋央 主任 中澤 晃一 都市整備課 課長補佐 柳下 三佐男 統括主査 高橋 茂 主任 松本 和恵 主事 菊永 翔平 傍聴者 0名
議 案	諮問事項 (1)和光都市計画 生産緑地地区の変更について (2)和光市都市計画マスタープランの策定について		

発言者

事務局

(柳下課長補佐)

議 事

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第86回和光市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に配布しました資料でございますが、「送付資料一覧」と書かれている資料をご覧になりながら、ご確認をお願いします。まず、本日の「次第」、「和光市都市計画審議会委員名簿」、審議資料としまして、「(1)和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、「(2)和光市都市計画マスタープランの策定について」でございます。事前配布資料は、以上でございます。最後に当日配布資料として、「諮問書の写し」、「差替資料」、「差替資料の説明」「都市計画マスタープラン概要」、「市長の挨拶案」でございます。

不足等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日は、大変申し訳ございませんが、幹事の漆原が欠席となっております。また、井上副会長よりご欠席のご連絡を頂いていますが、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。

現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。それでは、開会にあたりまして、柴崎市長よりご挨拶をお願い申し上げます。

柴崎市長

こんにちは。和光市長の柴崎光子です。

本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から市の都市計画事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、市が進めているまちづくりの取組が、1月31日に『和光版スーパーシティー構想』として、『埼玉版スーパーシティプロジェクト』に位置付けられました。埼玉県のご支援を賜りながら、『コンパクト』・『スマート』・『レジリエント』の3つの要素を市内の各拠点で有機的に結び、持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと思います。

本日諮問いたします案件でございますが、生産緑地地区の変更についてと和光市都市計画マスタープラン策定について、となります。

和光市都市計画マスタープランについては、令和2年12月28日に第1回の和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会が開催され、令和4年3月1日に検討市民委員会より報告を頂きました。

前回の平成13年に策定した都市計画マスタープランから約20年が経ち、和光市を取り巻く社会環境は、土地区画整理事業等の進捗、東京メトロ副都心線の開通、激甚化する震災による防災意識と対策への対応、併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、多くの変化がありました。

こうした社会環境の変化や市民の生活様式が新しいものとなり、まちづくりに求められる役割も大きく変化し、同時に多くの課題も生まれ、その課題をいかに解決していくかが、市の努めと考えております。

課題の一つとして、和光市は、若い世代の転入出が激しいというものがありますが、今回の都市計画マスタープランの将来都市像の中にありますように和光市をふるさととして、感じてもらい、多世代に渡り、住み続けてもらえるようなまちづくりを推進していきたいと思っております。

委員の皆様には和光のまちづくりの一翼を担っていただくべく、忌憚のない議論をし

ていただくようお願いして私の挨拶とさせていただきます。

それでは、委員の皆様、本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局

柴崎市長、ありがとうございました。

(柳下課長補佐)

それでは、諮問に移りたいと思います。本来なら市長から諮問書を会長に手渡しとの形ですが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、対面ではなく、正面を向いての諮問書の読み上げを行うことと、市長から会長への諮問書の手渡しは行わず、机上に置かせていただきますことをご了承いただきますようお願いいたします。それでは市長、よろしくお願い申し上げます。

柴崎市長

和光市都市計画審議会会長、中村英夫様。

和光都市計画の変更について諮問。

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定及び同法第77条の2第1項の規定により、下記のとおり審議に付します。

諮問事項

- (1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について
- (2) 和光市都市計画マスタープラン策定について諮問事項

以上の2点となります。よろしくお願い申し上げます。

事務局

柴崎市長、ありがとうございました。

(柳下課長補佐)

誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承くださいと存じます。

<市長退席>

事務局

これよりの進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、中村会長に審議の進行をお願いいたします。

(柳下課長補佐)

中村会長

それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、青木委員・金井委員の2名を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

青木委員・金井委員

<承諾>

中村会長

ありがとうございます。これより審議内容に入ります。

諮問事項(1)「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、和光都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明いたします。

(永野課長)

事前にお配りいたしました、「和光都市計画 変更概要」を使って説明させていただきます。

今回生産緑地地区としましては、2地区で変更等がありました。そのことにより地区数は1地区減少し、面積は約0.15ha減少となっております。

一枚めくっていただきまして、「(1)生産緑地地区の変更」をご覧ください。変更のあった2地区を変更理由ごとに整理し、図面により図示しております。

まず変更理由①「買取申出による行為制限の解除」による地区の廃止でございます。これは図面の上部引き出しの第135号生産緑地地区となり、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことによる変更を行うものでございます。

次に変更理由②「土地の整形化のための土地の交換及び地積更正」による面積及び区域の変更でございます。これは図面の下部引き出しの第111号となり、地区を整形化するために、隣接地の土地と交換を行いたいとの申出があり、緑地機能が増進すると判断され、土地の交換が行われました。また、それに伴い地積更正が行われたことから、面積及び区域の変更を行うものでございます。

以上の変更により、和光市の生産緑地は、全体で150地区、621筆、面積は約37.70haとなりまして、市街化区域農地面積約53.84haに対しまして、指定率は70.0%となります。

説明は以上でございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

中村会長

ただいまの「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

富澤委員

面積約0.16haの第135号の生産緑地地区が廃止となり、第111号生産緑地地区の面積が0.01ha増えたため、全体として0.15ha減ったという理解でよろしいでしょうか？

事務局

その通りです。

(永野課長)

中村会長

他にありませんでしょうか？

他にないようですので、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

一同

<異議なし>

中村会長

ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。

それでは、生産緑地地区の変更についての審議が終了しましたので、深野臨時委員が退席いたしますので暫時休憩といたします。

深野臨時委員の退席

中村会長

続きまして、諮問事項(2)「和光市都市計画マスタープランの策定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

(小賀坂課長)

それでは、次第3、諮問事項の(2)「和光市都市計画マスタープランの策定について」ご説明いたします。

「(2)和光市都市計画マスタープランの策定について」

資料1と資料2をご覧ください。

資料1が、「パブリックコメントの意見の概要と市の見解」です。

パブリックコメントで頂いた「意見の概要」、意見に対する「市の考え方」、そして一番右に「対応の区分」をお示ししています。

◎は、意見を反映し、案を修正しました。

○は、意見を一部反映し、案を修正しました。

△は、案を修正していません。

□は、感想や本件以外への意見などです。

パブリックコメントの意見に対する対応につきましては、和光市都市計画マスタープラン市民検討委員会で審議させていただいたものになっております。

資料2が、「和光市都市計画マスタープラン案」になります。

案自体も、パブリックコメントで受けた意見を反映し、和光市都市計画マスタープラン市民検討委員会で審議して頂いたものになります。

前回の第85回都市計画審議会では、パブリックコメント時の案をご報告させていただきました。本日は、パブリックコメントで頂いた意見やその意見を受けて変更を行った箇所を中心に説明したいと思います。

それでは、説明に入ります。恐れ入りますが、資料1に基づいて、説明をしますが、その都度、資料2の該当箇所を確認していただくような形でよろしく願いいたします。

資料1の1ページをご覧ください。

令和3年12月24日から令和4年1月18日にパブリックコメントを実施したところ、10名の方から41件のご意見を頂きました。レイアウト、紙面の構成、内容にわたるまで、市民の方々はそれぞれのお立場、それぞれのお考えからいただいているため、内容は多岐にわたっています。その中には、市民の方々の生活や日常感覚に近い個別具体的な事柄に関する意見もありました。都市計画マスタープランは個別具体的な政策を示すというより、その基本になる考え方を示すものであり、個別具体的なこととは水準が違うところがございます。この点については、ご意見としては受け止めていますが、今回の都市計画マスタープランには反映できないところになります。

それでは、その旨を踏まえて、パブリックコメントで修正を行った主な箇所について説明をします。

資料1の1ページ「No.2」をご覧ください。全体的に地図の表現が分かりにくいというご意見を頂きました。

ご意見を踏まえ、計画書に記載の地図の表現について、全体的に見やすくなるような編集を行いました。例になりますが、資料2の14ページをご覧ください。文字を太くし、解像度をあげることにより、はっきりするように修正を行っています

続きまして、資料1の4ページ「No.11」をご覧ください。

表紙に計画年度を明記してほしいとのご意見を頂きました。ご意見を踏まえ、表紙に計画期間「2022～2041」を明記しました。

続きまして、資料1の5ページ「No.13」をご覧ください。20年間の計画期間の中で、見直しと改善をすることを記載してはどうかというご意見を頂きました。

資料2の85ページをご覧ください。ご意見を踏まえ、「5-4 進行管理と見直し」「図5-3都市計画マスタープラン見直しイメージ」にお示ししておりますとおり、計画期間を記載するなど、見直しの時期について分かりやすいように一部修正を行いました。あわせてになりますが、資料2の3ページをご覧ください。こちらも「1-3 都市計画マスタープランの計画期間」で計画期間の始まりと目標年次を入れさせていただきました。

資料1の5ページ「No.15」につきましても、ご意見を受けまして、計画期間の将来人口がわかるように、資料2の10ページ「和光市総人口の推計」に都市計画マスター

プランの計画期間を入れさせていただきました。

続きまして、資料1の5ページの「No.17」をご覧ください。こちらは、表現方法についてのご意見となります。荒川河川敷及び和光市樹林公園一帯となっていたところを荒川河川敷一帯及び和光樹林公園に変更し、一帯にかかる箇所を変更しました。該当ページは、資料2の11ページです。

続きまして、資料1の5ページの「No.18～20」をご覧ください。水辺に関してのご意見を頂きました。水辺に関しては水辺軸として、都市計画マスターでは、取り扱っているため、拠点としては扱いませんでした。しかし、ご意見のとおり、記載の順番を変更しました。資料2の13ページの「●水辺軸」が修正箇所となっています。

続きまして、資料1の5ページの「No.21」と6ページの「No.22」をご覧ください。こちらは午王山遺跡の整備にあたり、「自然的土地利用」の基本的な考え方に「学びの場」を追加してはどうかとの意見を頂きました。

資料2の19ページ「(2)自然的土地利用」をご覧ください。ご意見を踏まえまして、「基本的考え方」と「③崖地・斜面林及び午王山遺跡」に「学びの場」を追加するとともに「体験の場」も追加しました。

続きまして、資料1の6ページの「No.27」をご覧ください。こちらは、先ほどもありました記載順に関するご意見と表現に関するご意見となっております。ご意見の通り、記載順と表現の仕方について修正を行いました。

該当ページは資料2の26ページ「(3)河川」の下の行となっています。

続きまして、資料1の7ページの「No.30、No.32」をご覧ください。こちらは、記載順に関するご意見と和光市景観10選 越戸川赤池親水公園や河川等の画像を入れてほしいとのご意見をいただきました。

すべてを対応することはできませんでしたが、ご意見を踏まえまして、一部の画像を計画書に入れました。また、記載順に関しても修正をいたしました。挿入した画像に関しては、資料2の52ページをご覧ください。ページ中段右側に赤池親水公園の画像を入れました。また、記載順に関しては資料2の37ページ「●河川景観軸」に記載のとおりとなっています。

最後になりますが、資料1の12ページの「No.41」をご覧ください。「ごみ広域処理施設」に関してのご意見となります。整備にあたって、「経済性」、「効率性」だけでなく、「強靱性」についても記載してはどうかとの意見を頂きました。災害に対する強靱性についても、重要と考えており、ご意見を踏まえまして、修正を行いました。資料2の58ページをご覧ください。「生活環境の方針」の方針3に強靱性を追加しています。

以上が、パブリックコメントの意見により修正を行った箇所となっております。

次に、当日配布資料の「北地域まちづくり方針図の修正」(A3版)について説明します。資料2の59ページを事前に配布したものと差替えをお願いします。差替えが必要

になった経緯について、説明をさせていただきます。

当日配布資料の「北地域まちづくり方針図の修正」をご覧ください。

左が、パブリックコメント時の図、中央が事前に配布した図、右が差替え後の図です。パブリックコメント時から事前に配布した資料への変更点として、「工業・物流業務地区」の形状を実状に合わせて修正を行いました。しかし、事前配布資料では、方針の引き出し線の位置がそのままになっていたため、差替えが生じた次第となります。

また、当日配布資料として「市長の挨拶案」、これは、資料2の「市長あいさつ」の箇所に挿入され、製本印刷してまいります。

また、参考として「概要版」も配布させていただいております。

以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

中村会長

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

金井委員

資料2の59ページについて、工業・物流業務地区が、北インター東部地区の区画整理を予定しているところになるのでしょうか？また、区域変更を行った後の市街化調整区域は、この図でどこに示されている部分になるのでしょうか？

事務局

(小賀坂課長)

工業・物流業務地区には、北インター東部地区の区画整理を予定しているところも含まれますが、工業・物流業務地区のすべてが北インター東部地区の区画整理予定地ということではございません。過去に土地区画整理を行った北インター地区や松ノ木島地区等も含まれています。市街化調整区域については、都市計画マスタープランのこの図ではお示ししていません。

中村会長

ありがとうございます。他にございますか？

それでは、今後のスケジュールについて、事務局より簡単にご説明をよろしいでしょうか？

事務局

(小賀坂課長)

本日、答申を受けましたら、令和4年4月に都市計画マスタープランをホームページにて公開予定となっております。また、パブリックコメントの意見の概要と市の見解も近日中にホームページに掲載予定です。

中村会長

他に質問も無いようですので、質疑を終了いたします。

それでは、「和光市都市計画マスタープランの策定について」、採決いたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、原案のとおり可決することについて

一同

<異議なし>

中村会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決するものとして市長に答申いたします。

それでは以上を持ちまして、本日の議事は終了いたしました。事務局から何かございますか？

事務局

(小賀坂課長)

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としまして、お手元の会議室利用チェックリストの太枠内をご記入いただきまして、伏せて机の上に置いてご退出ください。1か月間保管の後、廃棄いたします。また、コロナ禍にありますので、委員会後に、発熱等の症状があった場合は、お手数ですが、事務局までご連絡をお願いします。以上です。よろしくお願いいたします。

中村会長

それでは以上を持ちまして、閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご苦勞様でした。

以上

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

令和 7 年 5 月 31 日

議事録署名委員

青木佳男

議事録署名委員

金井伸夫